

#### (4) 事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

#### (5) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

#### (6) 検討

(課題) 難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

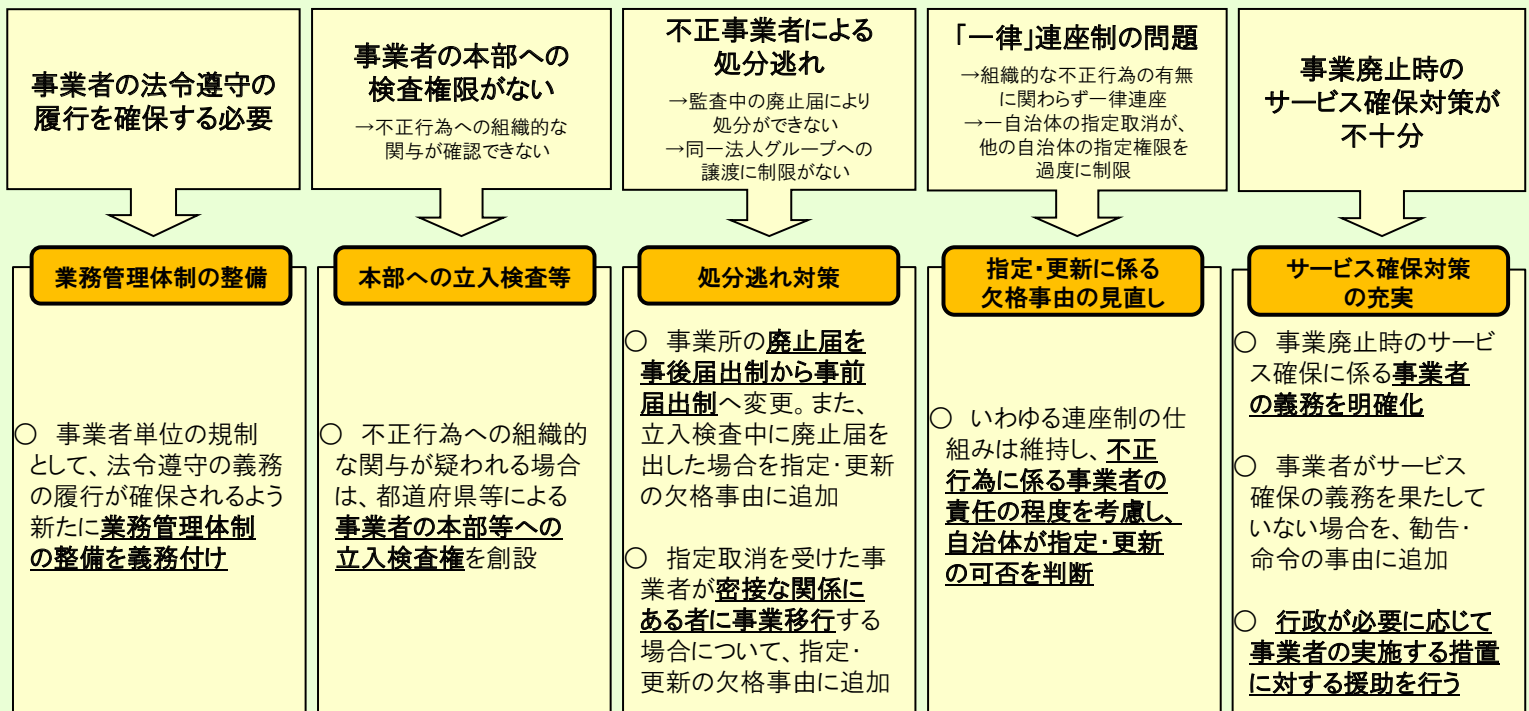
→ 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

29

### 障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)



# 事業者の業務管理体制の監督体制

## 業務管理体制の監督権者

### 国

- 以下のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者
  - ・ 指定障害者支援施設
  - ・ 指定一般相談支援事業者
  - ・ 指定特定相談支援事業者
  - ・ 指定障害児通所支援事業者
  - ・ 指定障害児入所施設
  - ・ 指定医療機関
  - ・ 指定障害児相談支援事業者
- のぞみの園

### 市町村

- 以下のうち事業所が同一市町村内に所在する事業者
  - ・ 指定特定相談支援事業者
  - ・ 指定障害児相談支援事業者

### 都道府県

- 以下のうち同一都道府県内に事業所又は施設等が所在する事業者又は施設等の設置者
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者
  - ・ 指定障害者支援施設
  - ・ 指定一般相談支援事業者
  - ・ 指定障害児通所支援事業者
  - ・ 指定障害児入所施設
  - ・ 指定医療機関
- 以下のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する事業者
  - ・ 指定特定相談支援事業者
  - ・ 指定障害児相談支援事業者

・ 届出に関する連携

・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出

・ 報告徴収、質問、立入検査の実施  
・ 勧告、命令等の実施

・ 報告等の権限行使の際の連携  
・ 指定権者からの権限行使の要請

### 事業者 施設等の設置者

- ※ 事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者データ等の管理方法等については追って連絡するが、基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。
- ※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。
- ※ 基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。

## 事業者・施設等の指定権者

### 市町村

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

### 都道府県

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関

衆議院厚生労働委員会決議 平成22年11月17日

## 障害保健福祉の推進に関する件

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

参議院厚生労働委員会附帯決議 平成22年12月3日

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

